

墨田区監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和3年度定期監査（第1回）の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年8月23日

墨田区監査委員	浜田	将彰
同	寺田	政弘
同	井尾	仁志
同	鞆	宣子

令和3年度定期監査（第1回）監査結果報告書

1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに墨田区監査基準

2 監査の対象

主に令和2年度の事務事業の執行にかかわるもの

3 監査実施期間

(1) 出張所、保育園、認定こども園、出先事業所

令和3年5月6日（木）から令和3年5月26日（水）まで

(2) 幼稚園、小学校、中学校

令和3年6月2日（水）から令和3年6月29日（火）まで

4 監査実施事業所等及び実施日

別紙「令和3年度定期監査（第1回）日程表」のとおり

5 監査の方法

所管課から提出された資料等を基に、実地監査の方法で実施した。

6 監査方針

(1) 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。

(2) 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。

(3) 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。

(4) 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。

(5) 財産の管理は、適正に行われているか。

(6) 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

7 監査委員の関与

監査委員 浜田将彰、監査委員 寺田政弘及び監査委員 井尾仁志は、前記の期間のすべての監査に関与した。

なお、前監査委員 大越勝広は令和3年5月26日まで実施した監査に関与し、監査委員 鞆宣子は令和3年5月27日以降実施した監査に関与した。

8 監査結果

(1) 指摘事項

ア 墨田区福祉事務所処務規程に定める所長が決定を行うものを、館長の専決として
いるものがあつた。(子育て支援総合センター)

(2) 指導・注意事項

各事務事業は、全体的におおむね適正に執行されていたが、以下の事例は、指摘事項とまでには至らないものの、今後の事務処理にあたっては特に留意し適正な事務処理に努められたい事項である。

ア 職員、会計年度任用職員等の給与・服務関係を適正に行うべきもの

(ア) 休暇等申請に関すること。

- a 慶弔休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(3事業所、1認定こども園、4小学校、1中学校)
- b 健康管理職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(1認定こども園)
- c 出張の後に帰庁せず、有給休暇(時間)を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあつた。(1事業所、1認定こども園)
- d 旅行経路の一部に通勤手当等支給区間があるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(2事業所、1認定こども園、1小学校)

イ 経理関係(補助金、前渡金、収納金、契約、郵券・ごみ処理券及び備品)を適正に行うべきもの

(ア) 補助金等に関すること。

- a 墨田区立小・中学校校外生活指導委員会等補助金において、要綱に定められた事業計画の変更に伴う届出を行っていないものがあつた。(1中学校)
- b 墨田区立小・中学校移動教室等補助金で、現金出納簿が作成されていないものがあつた。(1中学校)
- c 墨田区立小・中学校卒業記念アルバム購入費補助金、墨田区立小・中学校移動教室等補助金、墨田区立小・中学校食育推進交付金、墨田区特色ある学校づくり推進事業補助金、幼保小中一貫教育推進事業補助金の現金出納簿で、金額、日付、月計、累計の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあつた。(5小学校、2中学校)

(イ) 前渡金に関すること。

- a 前渡金の精算で、翌月5日までに行われていないものがあつた。(1事業所)
- b 現金出納簿で、精算、金額、日付の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあつた。

(5事業所、2認定こども園)

(ウ) 収納金に関すること。

- a 金銭出納員の収納金で、即日（即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日）指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあった。（1事業所）
- b 金銭出納員が払い込むべき収納金のうちから必要と認める現金を留めておく場合は、会計管理者の承認を得る必要があるが、承認を得ていないものがあった。（1事業所）

(エ) 契約履行に関すること。

- a 委託契約で、仕様書に定めのある完了報告等が提出されていないものがあった。（1事業所）

(オ) 郵券・ごみ処理券管理に関すること。

- a 郵券の受払で、帳簿を備えていないものがあった。（1小学校）
- b 郵券・ごみ処理券受払簿で、日付、枚数、月計、累計の記帳漏れや記帳誤り、訂正印のないものがあった。（4事業所、2小学校）

(カ) 備品管理に関すること。

- a 廃棄手続を行わずに廃棄されているものがあった。（1認定こども園）
- b 備品にラベルが貼付されていないものがあった。（1中学校）

ウ 指定管理関係を適正に行うべきもの

(ア) 協定書に定めのある報告事項のうち、管理経費等の収支状況の報告が協定書に定められた期限を過ぎて提出されているものがあった。（1事業所）

エ 施設等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 施設の安全管理に関すること。

- a 非常口扉や屋内消火栓、消火器の前に障害物が置かれているものがあった。（3事業所、5小学校、2中学校、1幼稚園）

(イ) 学校における毒物及び劇物の保管・管理に関すること。

- a 管理簿で、使用量の記載漏れのあるものがあった。（1中学校）

9 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 適切な事務処理について

今回の監査で挙げた指摘事項は、事案の決定手続における決定を行う者の区分の誤りであり、これまでも指摘しているところである。また、指導・注意事項に挙げた現

金出納に係る帳簿や郵券等の受払簿の不備、記帳漏れや記帳誤りなどは多くの施設で見受けられた。いずれもその原因の多くは事務の執行が前例踏襲で行われ、帳簿等の管理が担当者に一任されるなど、チェック体制が十分機能していないことと考えられる。今後もこのような誤りを繰り返すことのないよう、内部統制制度を十分活用するとともに、複数職員による執行の確認や上司等のチェック体制の強化など組織として再発防止に取り組み、さらに職員一人ひとりにおいても知識の習得と意識の向上を図られたい。

昨年度、複数あった特殊勤務手当の誤支給については、令和2年度定期監査（第2回）に引き続き、今回の監査においても確認されなかったことは評価したい。今後も引き続き誤支給のないよう取り組まれたい。

（2）施設等の安全管理について

施設における利用者の安全管理について、防火防災管理体制や避難経路、消防用設備等の状況、さらには区立学校における毒物・劇物の管理状況等の確認を行っているが、今回の監査においては、複数の施設で非常口扉や屋内消火栓、消火器の前に障害物が置かれ、災害時・緊急時の安全が確保されていない状況が見受けられた。

施設においては利用者の安全を第一に考え、常に点検を怠らず、徹底して防火・防災に取り組み、利用者の安全確保に努められたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策において、出先事業所では消毒や換気、飛沫防止用のパネルの設置などの処置が施されていることを昨年度同様確認した。昨年度は感染拡大の状況を考慮し監査を中止した区立学校・幼稚園においても、今回の監査で消毒や換気、登校・登園時の検温等の処置が施されていることが確認できた。引き続き徹底して感染拡大防止策に取り組まれたい。

令和3年度 定期監査(第1回)〔出先事業所等〕 日程表

1 監査委員監査

月 日	監 査 対 象 施 設		場 所
5月 7日 (金)	9:15~10:15	10:30~11:30	当 該 施 設
	東あずま保育園	文花出張所	
5月12日 (水)	9:30~10:30	10:45~11:45	当 該 施 設
	すみだ清掃事務所 (会場:すみだ清掃事務所分室)	子育て支援総合センター	
5月19日 (水)	9:30~10:30	10:45~11:45	当 該 施 設
	ひきふね図書館	向島・本所保健センター (会場:向島保健センター)	
5月24日 (月)	9:15~10:15	10:30~11:30	当 該 施 設
	江東橋保育園	すみだ障害者就労支援総合センター	

2 事務監査

月 日	午 前 (9:00~12:00)	午 後 (13:30~16:30)	場 所
5月 6日 (木)	子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月10日 (月)	ひ き ふ ね 図 書 館		当 該 施 設
5月11日 (火)	向 島 保 健 セ ン タ ー		当 該 施 設
	本 所 保 健 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月13日 (木)	す み だ 清 掃 事 務 所 (会 場 : す み だ 清 掃 事 務 所 分 室)		当 該 施 設
5月18日 (火)	た ち ば な 認 定 こ ど も 園	社 会 福 祉 会 館	当 該 施 設
5月26日 (水)	八 広 認 定 こ ど も 園	東 向 島 出 張 所	当 該 施 設

令和3年度 定期監査（第1回）〔区立学校等〕 日程表

1 監査委員監査

月 日	9:15~10:15	10:30~11:30	場 所
6月 2日 (水)	言問小学校	文花中学校 (夜間学級含む)	当該施設
6月10日 (木)	第二寺島小学校	隅田小学校	当該施設
6月16日 (水)	曳舟小学校 ・ 幼稚園	墨田中学校	当該施設
6月24日 (木)	中和小学校	菊川小学校 ・ 幼稚園	当該施設
6月28日 (月)	八広小学校 ・ 幼稚園	吾嬬立花中学校	当該施設

2 事務監査

月 日	午 前	午 後	場 所
	9:00~12:00	13:30~16:30	
6月 3日 (木)	言問小学校	第一寺島小学校	当該施設
6月 7日 (月)	第三寺島小学校 ・ 幼稚園	本所中学校	当該施設
6月 8日 (火)	吾嬬立花中学校	立花吾嬬の森小学校 ・ 立花幼稚園	当該施設
6月11日 (金)	両国小学校	緑小幼稚園	当該施設
6月23日 (水)	錦糸中学校	豎川中学校	当該施設
6月29日 (火)	隅田小学校	錦糸小学校	当該施設